

～ 巻頭言 ～



国際協力部発足 10 周年に寄せて — 10 年後を見据えた新たな飛躍へ —

法務総合研究所長
清水 治

アジア各国を中心に法制度整備支援を行っております私ども法務総合研究所（以下「法総研」という。）の国際協力部は、平成 13 年 4 月に設立され、本年 4 月に 10 周年という大きな節目を迎えました。

ところが、その直前の本年 3 月 11 日に未曾有の東日本大震災が発生し、多くの方々がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方々の無念さや御遺族の皆様の心中は察するに余りあるところであり、また、被災された皆様の御苦勞も大変なものがあることを思いますと、申し上げる言葉も見つからないところですが、御遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この間、世界中の様々な国々から多くの親身で温かい支援が行われましたが、日本国民としてその支援に感謝いたしますと同時に、改めて、世界の国々との連携の大切さ、繋がり有り難さを感じさせられました。

日本の法制度整備支援は、相手国から高い評価をいただいておりますが、世界との結びつきの重要性、互助の精神からも、今後とも一層の努力を重ねたいと決意を新たにしました次第です。

さて、法務省がアジア諸国の法制度整備支援に関与するようになったのは、平成 6 年にベトナムの要請を受けてベトナムの司法関係者を我が国に招いて

研修を実施したのが始まりです。そして、平成 7 年からは、カンボジアについても同様の支援を行うようになりました。

このような支援は、当初は法総研の総務企画部が所管業務の一つとして担当していましたが、その後、支援対象国も増加するとともに、支援の内容も高度化し、執務体制の充実強化が必要となりましたことから、このような支援に専従する部署として国際協力部が発足したのです。

以来 10 年が経過したわけですが、この間の法制度整備支援の進展状況を振り返りますと、支援対象国は、当初のベトナム、カンボジア、ラオスの 3 か国から、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの中央アジア 4 か国、インドネシア、中華人民共和国、東ティモール、ネパール及びモンゴルを加えた 12 か国に増加しました。

それぞれの支援の内容は様々ですが、その中で早くから支援を行うとともに、国際協力部の教官を長期専門家として派遣しておりますベトナム、カンボジア、ラオスの 3 か国の法制度整備の現況をみますと、まず、ベトナムについては、平成 6 年の支援開始以後平成 19 年 3 月末までに、我が国の法制度の講義や各種共同研究を通じた立法支援、人材育成を中心に支援を行ってまいりましたが、同年 4 月からは、引き続き、民法改正、民事訴訟法・国家賠償法の起草支援を行うとともに、バクニン省というパイロッ

ト地区を設けて裁判・法務実務の課題の洗い出しと解決策の提言などを行う「法・司法制度改革支援プロジェクト」を実施しました。そして、平成23年度からは、この成果を基に、中央司法関係機関の助言・監督能力を主要地区に広め、法令改善能力の向上を目指すこととしております。

カンボジアについては、平成7年の支援開始以後、「法制度整備プロジェクト」「カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」などが実施されておりますが、この間、民法及び民事訴訟法の案を起草する支援を我が国が行い、平成15年にカンボジア側に提出しました。そして、引き続き、関係法令の起草支援や人材育成の支援を行っています。

ラオスについては、平成10年に支援を開始して以後、平成15年5月から平成19年5月頃までの間に、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ、ラオスの司法・立法関係職員の法律基礎能力向上を目的としたプロジェクトが実施され、法律辞書や教科書、民事判決書マニュアルや検察官捜査マニュアルの作成などの成果をあげました。

その後、ラオス政府の法律関係の人材育成への支援要請を受け、平成22年7月から4年間の計画で「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」を実施中です。

このように、各国の法制度整備の進展状況は、それぞれの国情の違いもあり、現在の我が国の時間の感覚からしますと、必ずしもスピード感は十分とは言えない面はあるものの、着実に成果を挙げつつあるところ です。

手前みそですが、この間、国際協力部発足後の支援は質的にも高くなり、量的にも従来に比して増大し、法律の起草への支援のように法整備の中のいわばハード的な支援から、実務のマニュアルの作成や法曹の人材養成などいわばソフト面の支援へと広がりをを見せております。

もちろん、国際協力部が法制度整備支援において

相応の成果を挙げるに至ったことについては、最高裁判所はもとより、JICAや財団法人国際民商事法センター、法学者や弁護士の皆様などを始めとする多くの方々の御支援や御協力の賜であり、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

言うまでもなく、法制度は、国家のシステムや社会制度を機能させるインフラであり、その土台の上に経済の発展や人権尊重の実現も可能となるものです。

そのようないわば国の基礎造りに少しでも役立つ仕事に従事できることは大変名誉なことであり、やり甲斐のある仕事だと思います。

確かに、このような法制度整備支援は、構造物の建築などと違い、その成果が目に見えにくく、しかも、効果が現れるまで相当の時間の経過が必要です。しかしながら、私どもは、そのことをも十分理解した上で、短期的、中期的、長期的な視点に立ち、まずは10年くらいのスパンでその時点での進展状況を思い描きつつ、具体的な支援方法を検討し、実行する必要があるかと思っております。

発足10年を迎え、国際協力部の職員の士気はますます高いものがあります。これまでの10年の成果を踏まえ、今後の10年間で更に大きく飛躍してくれるものと期待しております。

なお、このような多くの御支援の中で取り分け当初からアジア諸国の法制度整備支援に対する深い御理解の下、絶大な御支援をいただいた三ヶ月章先生が昨年11月14日にお亡くなりになりました。

先生には、多くの法学者、弁護士の方々に声を掛けていただき、国際協力部の支援体制を築いていただきましたし、自らも、数十回にわたり、国際協力部の行う研修等の機会に講義・講演等を行っていただくなど、多大な御協力を頂戴いたしました。それだけに、私どもとしても先生の御逝去は悲しみの絶えないところです。

そこで、今回の「ICD NEWS」では、本年2月

27日に開かれた先生の「お別れの会」に寄せられた江田五月法務大臣の追悼文を、大臣の御了解を得て掲載させていただきました。

さらに、先生とゆかりのある方々の追悼の御寄稿も掲載させていただきましたが、いずれも、在りし日の三ヶ月先生のお人柄や仕事にかける並々ならぬ情熱・姿勢などを偲ぶ貴重で心温まるお話しばかりであり、改めて三ヶ月先生の偉大さ、存在の大きさを思い知らされました。

ここに謹んで先生の御冥福をお祈りいたしますとともに、先生のお心に沿うべく、今後とも法制度整備支援の充実強化に努めることをお約束したいと思います。